

令和8年4月17日

第34回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第34回総会議事録

1. 日 時 令和8年4月17日(金) 午後2時00分

2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 313会議室

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番	栗原 武弘	2番	佐藤 國夫	3番	柴山 栄重
4番	後藤 洋二	5番	中村 謙一	6番	野崎 俊幸
7番	山岸由美子	8番	浪岡 真澄	9番	曳地 正人
10番	油井 妙子	11番	菅野 秀夫	12番	菅野 善晴
13番	菱沼寿美恵	14番	渡邊 正芳	15番	安齋 昭通
16番	尾形 寅昭	17番	古関 恵子	18番	柴田 徳男
19番	武田 勇夫	20番	齋藤 貴裕	21番	半澤 幹夫
22番	阿部 哲也	23番	佐藤 裕一	24番	玉根 吉光

5. 欠席の委員 なし

6. 事務局の出席者

事務局 長	平野 雅樹		
次長兼農地係長	齋藤 良紀	主 事	鈴木 萌花
庶務係長	丹治 薫		

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 遊休農地の区分の判断について
- 第8号 「農業経営基盤の強化の促進に対する計画(地域計画)」の変更に係る意見について(回答)

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	欠席の届出はございません。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第34回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員を議長より指名させていただきます。 1番：栗原武弘委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(126件)】 合計126件、令和8年4月17日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転13件、貸借権設定14件、使用貸借権設定6件、計33件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	栗原委員(発言を許可する。)
1番	整理番号1番について説明いたします。譲受人は新規就農であり、面積は大きいですが、夫婦で農業を行うということで、意欲もあるため、区域として見守っていくということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番から7番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりで

	す。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号2番について説明いたします。譲受人の畑が近くにあり、スナップエンドウやキュウリ等の野菜を耕作する予定です。売買価格が高いですが、市街化区域であるためであり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号3番について説明いたします。譲渡人は去年から体調不良になり、以前から耕作していた譲受人が引き続き耕作をする案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号4番、6番、7番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。整理番号4番、7番の譲渡人は親子関係です。整理番号4番の譲渡人である父が体調不良となり、整理番号7番の譲渡人である息子が従業員として従来どおり耕作することのことです。
	譲受人は大規模に耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号5番について説明いたします。譲渡人と譲受人は近くに住んでおり、譲受人は以前から耕作しているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号2番について、市街化区域であるため売買価格が高いとのことですが、スナップエンドウやキュウリ等を耕作するのに、そこまで投じる価値がある土地なのかと思います。市街化区域なので、2、3年後に宅地に転用といったことがないように、地域として見守っていただきたいです。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	補足説明ですが、申請地は三角地であり、宅地にするには不適地であると思われます。また、譲受人は最低でも25年ほどは農業をやりたいという意欲があり、大丈夫かと思います。
議長	ほかにご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号8番について説明いたします。申請地は筆が複数に分かれていますが、基盤整備されており、1枚の田になっています。利用権からの切替であり、譲受人は以前から借りて耕作しているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号9番について説明いたします。譲受人は申請地に隣接している住宅を取得しており、そこを拠点として農業を行うため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号10番から15番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号10番について説明いたします。利用権からの切替であり、以前からモモを栽培しています。譲受人は農業後継者であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号11番について説明いたします。利用権からの切替であり、以前からモモを栽培しています。譲受人は申請地と同じ地区に作業場を借りており、スピードスプレーヤーなどの農機具があるため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整地番号12番について説明いたします。譲受人は以前から借りて草刈り等の管理をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整地番号13番について説明いたします。利用権からの切替であり、以前から水稻栽培を行っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整地番号14番について説明いたします。利用権からの切替であり、以前からブドウ栽培を行っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整地番号15番について説明いたします。利用権からの切替であり、以前からモモ・リンゴ栽培を行っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号16番から26番の11件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 安齋委員（発言を許可する。）

15番 整理番号16番について説明いたします。譲渡人は高齢であり、後継者がなく、今回大規模に農業を行っている譲受人が耕作することになりました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号17番について説明いたします。利用権からの切替であり、以前から水稻を栽培しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号18番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人である父が高齢のため、譲受人が後継ぎとなり、水稻栽培を行うということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号19番について説明いたします。譲渡人は高齢であり、譲受人は米を出荷している

	農家で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２０番について説明いたします。譲受人は以前から管理していましたが、今回正式に申請する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２１番から２５番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。この案件は使用貸借の更新であり、以前から適正に耕作しているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２６番について説明いたします。譲受人である法人は酒・日用品販売をしており、農業部門も最近手広く行っています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号２７番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
２０番	整理番号２７番について説明いたします。譲受人の祖父の代から４０年近く耕作している農地であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号７番、整理番号２８番から３３番の６件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２２番	議長２２番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
２２番	整理番号２８番について説明いたします。譲受人は申請地を今まで農地中間管理機構を通して借りていました。今回譲渡人より売買の相談があり、所有権移転する案件です。申請地は譲受人が耕作している農地の自作地続きであります。譲受人は地区で大規模に耕作している農家であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２９番、３０番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。譲受人は農業に興味があり、申請地近くで空き家と農業用倉庫をまとめて取得し、新規営農する計画です。すでにジャガイモ等の野菜を作っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号３１番について説明いたします。利用権からの切替でモモ・ナシの栽培をしており、適正に草刈り等の管理を行っているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号３２番について説明いたします。譲渡人は高齢であり、また申請地に行くための耕作作用通路がないため、申請地の隣接地に住んでいる譲受人が自家消費栽培を行う案件です。

	区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号33番について説明いたします。譲渡人は体が不自由であるため耕作できず、業者に相談し、今回の所有権移転が成立しました。譲受人は平成14年に入国した外国籍の永住者であり、問題なく日本語で日常会話を話すことができます。譲受人は市内で飲食店を営んでおり、飲食店で使用する食材を作りたいとのことで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から33番の33件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。申請地は申請者が相続により取得した土地であり、申請地の隣接地に申請者の母が住んでいますが、この場所が崖地で危険な場所のため、農家住宅として新しく建設する予定です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定2件、計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの

	申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。既存商業施設の駐車場を西側に拡張する案件です。申請地は以前リング畑でしたが、現在は更地になっております。周辺はリング畑になっておりますが、所有者に同意を得ており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号2番について説明いたします。系統用蓄電池設備を設置する案件であり、騒音に関しては、擁壁をたてて対策するとのこと。譲受人は系統用蓄電池設置の実績があり、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号3番について説明いたします。申請地は譲受人の宅地に隣接しており、法面の部分になっています。隣接農地と4mくらいの高低差がある場所です。以前崖崩れをおこしたことがあり、緊急性を要するため、県からの指導で擁壁を設置したので、追認を求める案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号4番について説明いたします。東北自動車道の老朽化に伴う補修工事の際に、駐車場や資材置場が必要とのことで、一時転用する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番の4件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の11ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。貸付人と借受人は知り合いであり、借受人は退職を機に農業を始めたいとのこと。キュウリを栽培するには水はけが良すぎるのではないかと心配はしていますが、借受人に耕作意欲があり、地区として見守っていきたいということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番から7番の6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号2番、5番について借受人が同一であるため、まとめて説明いたします。整理番号5番の貸付人が法人の代表取締役である娘に事業を継承する案件です。法人は県外にありますが、農作業は5番の貸付人が引き続き行っていくとのこと、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号3番、4番、6番、7番について借受人が同一であるため、まとめて説明いたします。借受人は地域で大規模に耕作しており、すべて以前から作付けを行っていた農地です。
	区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長	区域番号3番、整理番号8番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号8番について説明いたします。以前別の方が借りていましたが、今回新しい借受人が耕作する案件です。申請地近くに住宅を購入しており、そこを拠点として農業を行う予定です。農家としての実績があるため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号9番から18番の10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号9番について説明いたします。この案件は再転貸で借受人である法人の代表取締役が個人で耕作していましたが、今回法人を設立し、法人として借りる案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号10番、11番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。貸付人から耕作を依頼され、モモを栽培する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号12番、13番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。整理番号9番と同様に個人から法人として借りるとのことです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号14番、15番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。整理番号14番の貸付人の息子が法人を設立し、農業を行っていくとのこと。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号16番から18番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。整理番号16番、17番については借受人が友人から借りて耕作する予定です。18番は貸付人が相続で取得した土地で農業を行っておらず、借受人が耕作するということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	前回外国籍の方については、もう少し詳しい情報をいただきたいということで要望していますが、法人の代表取締役が外国籍の場合でも入国年など確認していただきたいです。
11番	議長11番（発言を求める。）

議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	入国年までは詳しく確認しておりませんが、以前から地元で真面目に耕作しており、日本語は通じる方ではあります。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	補足説明ですが、法人の代表取締役の方は以前から議案に掲載されている方であります。
議長	入国年は確認されていますか。
次長	議案に掲載されてから久しい方なので、そこまでは確認しておりませんでした。
議長	私からも質問があるのですが、整理番号13番について、モモを耕作されるとのことですが、この借受人は水稲とモモ、どちらを主に耕作されている方なのでしょう。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	水稲を主に行っておりますが、モモに関しては、貸付人の指導の下、耕作される予定です。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	補足説明させていただきます。借受人は別の地区では果樹を耕作しており、果樹・水稲混合で農業を行っている方であります。
議長	分かりました。実績があるのであれば問題はありません。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	今回外国籍の方の入国年を確認していないとのことでしたが、法人の場合は確認しないということでしょうか。
次長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
次長	この案件は、農業企画課、農地中間管理機構で受付した案件ですが、外国籍の方が法人の代表取締役にかかわらず、従業員として働く場合でも、入国年などは確認したいと思います。
議長	ほかにご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号19番から21番の3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号19番から21番について譲受人が同一であるため、まとめて説明いたします。以前から借受人が耕作しており、19番、20番は水稲、21番は今後そばを栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号22番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号22番について説明いたします。借受人は周辺の田もあわせて積極的借りて、今年から水稻に力を入れるとのことで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号23番から25番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号23番について説明いたします。貸付人が個人で耕作していましたが、法人を設立して代表取締役となり、法人で耕作するとのことです。果樹経験があり、研修も受けているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号24番について説明いたします。令和8年2月総会で借受人に連絡が取れず、意見を付した案件です。借受人とは連絡が取れまして、借受人は外国籍で在留資格は永住者の配偶者等であります。3反歩と面積は広いですが、吾妻区域で見守るということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号25番について説明いたします。借受人は親と同居して耕作しており、今回花木・梨を栽培するということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書17ページ、報告第1号から33ページ報告第8号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。

これで、第34回総会を終了いたします。

(午後3時10分)

令和8年4月17日

これは、福島市農業委員会第34回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人1番 栗原 武弘

議事録署名人14番 渡邊 正芳